

代 表 者

研 修 報 告 書

令和3年2月12日

会 派 代 表 者 殿

呉市議会議員

北川 一清

井手畑 隆政

次のとおり研修会(オンラインセミナー)に参加しましたので報告します。

1. 研修期日

令和3年2月4日(木)～2月5日(金)

2. 研修項目

(株)地方議会総合研究所 オンラインセミナー

「議員の権限はどこまであるのか」

「議会の権限はどこまであるのか」

「適切な議員定数の決定手法を考える」

「適切な議員報酬の決定手法を考える」

3. 参加議員

北川 一清、井手畑 隆政

■研修項目(1)

議員の権限はどこまであるのか

【研修団体及び講師氏名】

研修団体：(株)地方議会総合研究所

講師： 広瀬和彦 氏 ((株)地方議会総合研究所 代表取締役)

【研修日】

令和3年2月4日(木) 午前10時～午後1時

【研修目的】

- ・議員の役割、責務、権限について、あらためて振り返ることにより、呉市議会の効果的な運営に資するため

【研修内容】

(研修資料を別紙にて添付、以下研修の概要を記載)

1. 議員のあるべき姿

- ・議員としての、役割、責務、義務を認識すること
- ・議員は、直接選挙で選ばれた住民の代表者であること、選挙権を有する者だけの代表ではないこと、特別職の公務員であることをまず認識すべき
- ・議員には、住民の意見・要望を代弁するだけでなく、議論し、調査研究を進め、住民を指導する責務がある
- ・議長と議会事務局職員には法により上司部下の関係があるが、議員と議会事務局職員とは法的な上司部下の関係はないので注意すること
- ・義務：会議出席、委員就任、法令順守、議運の決定に従う、懲罰に服する、執行権に介入しない

2. 議員の権限

- ・議案提出権、修正権、発言権、動議提出権、要求権・請求権、異議権・申出権、審査申立権・出訴権
- ・議案：団体意思決定議案 と 機関意思決定議案(意見書など) がある
団体意思決定議案は、発議者を含み定数の12分の1以上の賛成が必要
- ・市長提出議案に比べて、議員提出条例案は極めて少ないのが実状
- ・議員は修正権を持つが、市長提出議案が修正可決される例は極めて少ない
- ・修正案について、委員会で否決されても、本会議で同じ修正案を再提案できることを認識したい(一事不再議は不適用)
- ・発言権：質問は一般行政についての疑義と意見、質疑は議案に関する疑義であり意見は述べられない、討論は賛成または反対の理由
- ・質問：代表質問、一般質問、緊急質問、関連質問、文書質問
- ・質問は定例会でのみ可能、質疑は定例会・臨時会問わず可能である
- ・議員の発言に対する法的責任は、正当な職務行為かどうかによる

- ・動議：口頭による会議の進行に関する提案、休憩動議、懲罰動議、修正動議…
- ・動議の審議は議長の判断
- ・予算組替え動議：予算修正に時間を要する場合など、修正事項について予算を再提出することを求める動議、修正動議に代り修正の意思を示すもの
→長の対応としては、次の定例会での補正を表明するケースが多い
- ・要求権：兼業禁止や被選挙権違反などの資格決定の要求など
被選挙権違反については、証拠書類の入手が課題
兼業禁止について、個人請負は1円でも×、
なお、指定管理者は請負ではないので兼業禁止の対象外となる
- ・請求権：臨時会招集請求、開議請求、委員会招集請求など
- ・異議権・申出権：議長などの指名推薦に対する異議、発言の取り消しなど
- ・表決権：原則は起立表決、その他、簡易表決、記名投票表決など
委員会では挙手表決もある、近年は押しボタン表決やスマホ表決等も
(注意)起立表決は起立者の多少を認定するものであり、議員個人の賛否を示すものではないので、議員別の表決結果公表を起立表決に基づいて行うのは不適とされている
- ・選挙権：議長、副議長、仮議長、議会外部では選挙管理委員選挙など
(参考)議長在任期間は、2年が全体の7割程度であるが、1年というところも3割程度あり、これでは職務を果たせない、本来は4年在任
(参考)議長・副議長選挙の前提として就任希望者の「所信表明」等を導入しているところが全市の5割弱ある
- ・請願紹介権：請願者からの依頼により請願を議会に紹介する権限、法では紹介議員は1人でよいが、規則で2名以上と定めているケースもあり課題
(注意)会議規則の請願と陳情のところを見直しておくこと、
陳情の扱いや処理方法は市議会によって異なっている
- ・議員報酬等請求権：法により議員報酬・費用弁償は支給義務があるが、議員は生活給受給者ではないことから期末手当の支給は任意とされている
- ・調査権：議員には法的に保障された調査権は存在しない、執行機関の調査協力はあくまで任意とされている
- ・資料要求権：議員が執行機関に資料を要求する権利は法律上の規定はないが、議案審議に影響するため執行部が協力しているのが実状
(参考)情報公開条例に基づき市民として開示請求することは可能であり、この経費は「政務活動費」として支出できる
- ・政治倫理：議会基本条例・政治倫理条例が制定されているケースは多いが、パワハラ・セクハラに関する規定の取り扱いが今後の課題
(注意)倫理条例は議会外での活動等については事実上の効力しかない

3. コロナ禍における議会運営

- ・コロナ禍での、質問時間短縮や議案審議の質疑自粛等は、議会の権限の縮小・放棄につながらないよう留意すべきであり、今こそ議会として「監視機能、政策立案機能」を活用すべきである
- ・議事運営で、省略・簡略化できる事項を明確にし、文書配布などを検討する

- ・オンライン委員会を活用するには、会議規則改正が必要…取手市など
4. コロナ禍における広聴活動
- ・ICTを活用した広報・広聴活動、zoomやSNSによる意見交換会などが有効
 - ・zoomを活用し、オンライン視察受入れの事例もある

【Q & A】

Q 計画の進捗状況などを当局に資料要求したいのだが？

A 議員個人には資料要求権はない

但し、議会として法律上の資料請求権を行使できる

Q 予算修正案が否決されたら、修正提案者は原案も否決すべきか？

A ベストがだめでもベターな選択をすべきだから、否決する必要はない

【呉市での展開の可能性】

- ・議員としての役割、責務、義務を再認識できた
- ・予算修正動議に代わるものとして「予算組換え動議」の活用が有効であると考え、呉市議会でも活用することを考えたい
- ・議員活動について、特に意識せずに行っている調査活動など、法的に根拠のあるものと事実上のものがあることを認識しておきたい
- ・兼業禁止について、指定管理者は対象外ということを知った

／以上

■研修項目(2)

議会の権限はどこまであるのか

【研修団体及び講師氏名】

研修団体：(株)地方議会総合研究所

講師： 広瀬和彦 氏 ((株)地方議会総合研究所 代表取締役)

【研修日】

令和3年2月4日(木) 午後2時～午後5時

【研修目的】

- ・議会の役割、責務、権限について、あらためて振り返ることにより、呉市議会の権能を最大限に発揮できる議会運営に資するため

【研修内容】

(研修資料を別紙にて添付、以下研修の概要を記載)

1. 議会のあるべき姿

- ・役割：地方公共団体の重要な意思決定、住民の代表機関、立法機関、監視機関
- ・議事機関として、委員会を含め、政策決定過程の公開が大切
(参考)執行機関の広報は結果のみになっているが、
議会広報は「課題や問題点の解明」に力点を置く
(参考)鷹栖町議会の広報誌は電車中吊方式で特徴的、住民興味も沸く
- ・議会の意思決定で大切なのは、争点・論点に対する十分な議論・討議である
(参考)議員間討議が増加傾向
(参考)会津若松市議会の「論点抽出表」は事前に論点を明確にして討議する
- ・住民の代表機関として、民意反映、利害調整、住民意思集約の役割がある
(参考)二元代表制の原点は、執行機関では住民意思の把握が難しいので、
複数の議員により構成される議決機関で多様な住民意思を把握すること
(参考)会津若松市「広報議会モニター」
長野県飯綱町「政策サポーター」議会と住民が協働して政策づくり
- ・立法機関として、団体意思決定議案、機関意思決定議案、一般質問による質問
(参考)墨田区議会は基本条例に、議会事務局が議会に対して提案できるように
積極的関与を認めている
(参考)中津市議会では、一般質問での論点を議会として共有活用している
- ・監視機関として、議決権限を有する案件の審議、一般質問によるチェック

2. 議会の権限

- ・議決権、選挙権、検査・監査請求権、調査権、意見書・決議提出権、
請願受理権、決定権、自律権、自主解散権、出席要求権、罷免権、
諮問に対する意見、報告等受理権

- ・議決権：議会の本来的かつ中心的な権限
- ・条例の制定・改廃、条例は規則より優先する
要綱は条例とは違い、事実上の申し合わせ、簡単に撤回できる
横出し条例、上乘せ条例、罰則・過料の規定
- ・予算議決権は、会計年度における収支の見積(=予算)について、計画的・効率的・民主的な推進と住民意思の反映を考慮して、定めること
- ・予算の議決状況：原案可決 91.5%、付帯決議可決 4.5%、修正可決 2.7%、
否決 0.2%であり、ほぼ原案通り可決されている
- ・予算修正について、減額議決の他に制限付きであるが「増額議決」もある
但し、長の初案権の侵害にならないよう留意すること
- ・決算認定権：決算不認定の場合も、遡及して責任を取らせることはできない
- ・決算不認定の場合、長が必要と認める措置を講じた場合は、議会に報告・公表
- ・決算審議状況：認定 95.6%、付帯決議 1.5%、不認定 1.8%、その他 1.1%
なお、「その他」とは「継続審査」になることが多い
- ・決算提出時期：近年は、PDCA サイクル上、決算審議を予算に反映させるため
これまでの 12 月議会から 9 月議会提案とするケースが多くなった
- ・法 96 条 2 項の追加議決事件：基本構想、市の基本計画、重要な計画など、
但し、国の安全に関する事項などは対象外
(参考)防災関連や議会としての BCP などが追加事件としてお薦め
- ・選挙権：議長・副議長選挙など、公選法を準用、「所信表明」は準用対象外
- ・指名推薦の場合、密室での決定にならないよう留意すること
- ・議長選挙では、法的な準用規定がないので「立候補制」は使えないが、
所信表明等の機会を導入している市議会は全体の 46.4%である
- ・検査・監査要求権：法 98 条 1 項により事務検査権があるが、実地検査権は
ないので、監査委員に対して「監査請求権」により実地検査させることは可能
- ・資料請求権：議会にも議員にも一般的な資料要求権の法的規定はない、
但し、例外的に認められているのが法 100 条による場合
- ・調査権：法 100 条に基づく「100 条調査権」が議会の調査権の主たるもの
地方公共団体の事務に関する調査を行う、警察の捜査と同時進行できる
時間と労力の割に結論がでないこと、議員のスタンドプレーが課題
(注意)警察の捜査は犯人検挙が目的、100 条調査は再発防止と原因究明
(参考)100 条調査が政争の手段に用いられることも多く、例えば、東京
都の築地移転の件では調査結果はなにもなかったが、選挙に影響した
- ・意見書・決議提出権：法 99 条の規定により当該普通地方公共団体の公益に関
する事件について意見書を国会・関係行政庁に提出できる
- ・決議：長不信任や地方議会解散決議は法的効果を生じるが、議長不信任決議や
議員辞職勧告決議は法的効果を生じない
一方で、議長不信任決議があると実質的な議会運営はできないため、政治道義
として辞任することば多い
- ・付帯決議：可決した案件についての議会の要望・意見等、長を法的に拘束する
ことはできないが、無視できないため政治的な効果は期待できる

- ・ 請願受理権：請願はすべての人の権利であり、形式・手続きが整っていれば議長は受理しなければならない
- ・ 請願採択態様：採択、不採択、一部採択、みなし採択、趣旨採択、議決不要
 (参考)住民からの不採択批判を回避するため実務上「趣旨採択」される
 (注意)請願採択とは、請願そのものの議決ではなく、請願に対する議会の意思を決定すること
- ・ 採択後の取扱い：議会は請願の採択で終わっては無責任、議会は長などに送付した請願の処理経過や結果の報告を請求することができる
- ・ 決定権：兼業禁止など議員の資格決定、選挙の投票の効力に関する決定
 (注意)議員個人が当該地方公共団体の請負は1円でもダメ
 法人の場合、業務量の50%超かどうか判断基準
 (参考)議員が役員を務める法人への補助金交付は請負に該当しない
- ・ 自律権：議会の運営や規則などを自主的に決定できる権限
 (参考)懲罰も自律権の範囲内、議会活動が対象、議会外での活動については「政治倫理条例」の対象とし懲罰では対処しない
 (参考)令和2年11月25日の懲罰に関する最高裁判決から考え方が変化
- ・ 自主解散権：自らの議決で議員の身分を失わせること、議決要件は3/4以上の出席と、その4/5以上の同意
 (参考)選挙経費削減の目的で、長と議会の選挙のタイミングを合わせるために自主解散権が行使されることが多い
- ・ 出席要求権：職員に対して、議長から本会議に出席を求められたら出席は義務、委員会は出席義務はない
 (注意)第三セクター役員等には参考人招致の規定を適用、出席は任意
- ・ 罷免権：選挙管理委員に対する罷免、委員会での公聴会開催が必要
- ・ 諮問に対する意見：長は法令上議会の意見を聞くことが義務付けられているが、意思決定に際して、議会の意思に法的に拘束されない
- ・ 報告等受理権：議会の監視機能を発揮するために執行機関に報告・書類の提出を義務付けた権利
- ・ 専決処分：長において緊急をようするため議会を招集する時間的余裕がないという理由で専決処分されることが95%以上である
 (注意)専決処分は、次の議会で報告し、承認を求めることになっているが、報告が否決された場合、必要な措置を講じ、議会に報告しなければならない
 (参考)実態として、専決処分が否決された事例はほとんどない

【Q & A】

Q コロナ禍で議会(本会議)に集まれないときの対応は？

A ①会期を延長して、集まれる状況になるのを待つ

②定足数不測の理由で一旦閉会、全議案廃案となるが、その後集まれる状況になったら「臨時会」で審議する

(注意)本会議のオンライン開催は、法的に認められない

【呉市での展開の可能性】

- ・ 議員間討議を有効活用することを考えたい
- ・ 一般質問からの議会全体としての課題・論点抽出共有は有効な手法と考える
- ・ 議会に興味をもってもらうための広報の在り方は参考にしたい
- ・ 議会の権限としてできること、できないことを再度頭に入れておきたい

／以上

■研修項目(3)

適正な議員定数の決定方法を考える

【研修団体及び講師氏名】

研修団体：(株)地方議会総合研究所

講師： 広瀬和彦 氏 ((株)地方議会総合研究所 代表取締役)

【研修日】

令和3年2月5日(金) 午前10時～午後1時

【研修目的】

- ・議員定数の議論は呉市議会でも継続しているが、適正数を議論する論拠として決定的なものがなく、市民感情に配慮した議論に偏りがちと感じている本研修を通して議員定数決定の手法を学び、今後の呉市議会での議論に際して参考としたい

【研修内容】

(研修資料を別紙にて添付、以下研修の概要を記載)

1. 議員定数

- ・地方自治法 90・91 条：議員の定数は「条例」で定める
- ・選挙区：公職選挙法 15 条・公職選挙法施工令 144 条が根拠
(注意)市町村は大選挙区制であるが「小選挙区制」も可能である
- ・市議会議員定数は減少傾向にあり、未だ下げ止まっていない
- ・2008～2018 の議員定数×報酬状況の統計によると、議員報酬は変化なく、議員定数が減となったところが全体の 45%であった
- ・投票率：投票率は下がり続けており、現在 50%を割り込む状況
(考慮点)投票しない人は現状に満足しているサイレントマジョリティか??
- ・無投票選挙：都道府県議会・町村議会議員で、22%程度の無投票選挙となっている、市議会議員選挙では 3.6%・・・都道府県と町村での生り手不足が顕著
(参考)議会に代わる「町村総会」、高知県大川村の事例
- ・諸外国の議員定数：人口規模に応じて「法」により定数を定めるケースが多い
(参考)諸外国では、基礎的自治体の議員はボランティアというところが多い
- ・人口比例方式：議員は住民の声を反映するものであるから、住民が多ければ意見も多様になり、意見を反映させる議員も多くする必要があるとの考え方
- ・議員定数条例：長にも議員にも提案権があるが、長の専決処分になじまない
(注意)議会コスト削減を公約にしている長の場合、長の定数削減提案もある
- ・議会の権能と議員定数：①議事機関としては十分な議論ができる議員数が必要
②立法機関としては専門的知見の起因が必要 ③監視機関としてはチェックする多くの目が必要だが、多すぎると意思決定が遅くなることも課題
- ・議会事務局職員数：議員 1 人あたり 0.3～0.5 人程度、職員も減少傾向

- ・ 議員定数に関するアンケート：「市議会議員が何人いるか知らない」という回答が半数以上の傾向、
一方で、「議員数が多い」という回答も半数を超える傾向にある
(注意)現状の議員数を知らずに多い・少ないをどう評価しているのか?
感情的・感覚的な視点が多いのではないか?
一旦市民意見を聞いてしまうと、それに縛られることも考えておきたい
(参考)アンケートの自由意見には「議会や議員が何をしているかわからない」という意見も多い・・・市議会としての広報公聴活動で考慮すべき点
- ・ 女性議員：市議会では漸増傾向も、13%程度の女性議員比率である
- ・ 議会費：市の歳出に対して議会費割合は0.5～0.8%程度(小規模市ほど高い)

2. 議員定数の算定方式

- ・ 議員定数の算定方式として7方式について説明する(詳細は別添資料参照)

① 常任委員会数方式

呉市規模の場合、4 常任委員会×8～8.5 人/常任委員会 → 30～34 人

② 人口比例方式

平均人口 5,500～7,900 人/議員 1 人 → 28～40 人

③ 住民自治協議会方式/小学校区方式

自治連あるいは小学校区単位で最低 1 人の地域代表を出す考え方

④ 議会費固定化方式

議員定数×議員報酬 + 議会経費 = 議会費・・・これを固定化する方法

⑤ 類似都市との比較方式

人口規模や財政状況での他市比較・・・他と横並びに何の意味がある??

⑥ 面積・人口方式

統計的な数式によるもの、人口・面積への依存度は 81.8%

$$\text{議員定数} = 14.78 + 0.0846 \times \text{人口(千人)} - 0.0000655 \times \text{人口(千人)} \times \text{人口(千人)} + 0.0061 \times 220$$

【呉市での展開の可能性】

- ・ 呉市議会でのこれまでの議論では、広島修道大学の伊藤先生の統計的手法により、31.3 人が適正という案が提示されている
(伊藤先生の手法は上記⑥の面積・人口方式に財政力指数を加味したもの)
- ・ 議員定数決定には、他にも様々な手法と考え方があるが、まずは「住民意見を反映するためには議員定数はどうあるべきか」を念頭に置き議論を進めたい
- ・ 市民アンケートは、感情的・感覚的のバイアスがかかる傾向にあり、議会の本質論ではない観点での議論になりやすいことも考えておくべきである
- ・ 今後の議論においては、呉市議会の特性、呉市の環境条件等を十分勘案し、他の学識経験者の意見も拝聴した上で、議員間討議を進めていくことにしたい
- ・ また、市民に意見を求める前提として、議会の広報・広聴活動にさらに注力していくべきと考える

／以上

■研修項目(4)

適正な議員報酬の決定方法を考える

【研修団体及び講師氏名】

研修団体：(株)地方議会総合研究所

講師： 広瀬和彦 氏 ((株)地方議会総合研究所 代表取締役)

【研修日】

令和3年2月5日(金) 午後2時～午後5時

【研修目的】

- ・議員定数と並行して議員報酬、費用弁償の議論も進めている中で、考え方の基本から学び直し、今後の呉市議会での議論の参考とするため

【研修内容】

(研修資料を別紙にて添付、以下研修の概要を記載)

1. 議員報酬

- ・議員報酬：役務の対価としての「反対給付」と、職務と責任に応じて与えられる「給付」の性格を併せ持ち、報酬と給与の中間的な意味合いである
- ・議員報酬の決定要因：①議会活動状況 ②財政状況 ③住民所得水準
④類似団体との比較均衡 ⑤世論の動向
- ・特別職報酬等審議会参考基準：①消費者物価上昇率 ②類似地方公共団体の特別職職員の給与月額 ③過去の特別職職員の給与改定状況 ④一般職職員の給与改定状況 ⑤議会費の一般財源構成割合 ⑥住民一人当たりの議員報酬月額総額の類似団体比較 ⑦審議日数等の議会活動状況
- ・議員はボランティア？：かつて地方での「自由民権運動」を抑えるために議員を選んでおり名誉職だった、現在では議員も職業という考え方が強い
- ・諸外国の議会との権限比較：日本の地方議会は住民の代表として多くの権限を持っているが、諸外国の議会権限はかなり限られたものであり、報酬についても無報酬のケースが多い (資料参照)

(参考)日本の地方議会は、諸外国でいう「広域的自治体」とほぼ同様であり、諸外国の広域的自治体議員はボランティアではなく有給である

- ・歳費：歳費は「年俸」的な性格が強く、地方議員の実態にそぐわないとされる
- ・人口20～30万人の市の市議会議員平均報酬月額：55万円程度で微増傾向
(参考)町村議会の2倍が市議会、その2倍が都道府県議会という開きがある
- ・市議会議員の専門化率：44%程度で増加傾向
(参考)年齢は平均約60歳で、年金受給者が多い
- ・選挙での競争率：報酬と競争率は比例する、呉市規模では平均競争率1.25倍
- ・市民アンケート：報酬についても定数と同傾向、議員報酬の現状は知らないがなぜか感覚的に??「高い」という意見が多くなる傾向にある

- ・若手議員の報酬アップ??：長崎県小値賀町議会では、50歳以下の若手議員に限り、議員報酬を月18万円から月30万円に上げる条例を可決した
 (参考)世代によって生活に必要な金額は違うという考え方も可能
 (参考)住民意見を聞く手法として、本会議の休会を宣言した後に傍聴者に意見を聞くという方法も考えられる
- ・欠席・懲罰議員の報酬：病欠や出席停止により役務の提供がない場合まで報酬を支払う義務が生じるか、議論して事前に条例で定めておくことが望ましい
 (注意)急病で寝たきりになり、本人が「辞める」と意思表示できなくなる状況も想定される(家族が代わって辞職届を出すことはできない)
- ・議員報酬の所管：同一の条例に執行機関の特別職の給与等が含まれて規定されている場合は「総務常任委員会」の所管、含まれていなければ「議会運営委員会」の所管となる
- ・議員報酬検討の留意点：①選挙で選ばれた地方公共団体の特別職であること
 ②任期は4年しか保証されていないこと ③年金がない ④退職金がない
 ⑤議員は一般に職業として認識されていないこと(銀行借入の際など)

2. 議員報酬算定の基準方式

- ・議員報酬算定の考え方を7つの考え方を説明する(詳細は別添資料参照)
 - ① 市政への貢献度に基づく考え方
 市政への貢献度をどのように指数化するかが課題
 - ② 執行部職員の給与を基準とする考え方
 課長級を最低基準とする、部長級の適切な等級に合わせる、など
 - ③ 国会議員の歳費を基準とする考え方
 会期日数比較から、国会議員の6割程度が適切とする手法
 - ④ 日当制を根拠に算出する考え方
 議員報酬として算定できる活動日数をどう考えるかが課題
 - ⑤ 当該団体の長の給与額を基準とする考え方
 長と議員の活動日数比から算定する手法
 (注意)長の給与は自治体規模の影響を受けにくい、議員報酬は自治体規模によって大きく異なる
 (注意)議会外での議員活動に係る日数をどう考慮するか
 - ⑥ 比較方式
 人口規模・財政状況が類似する都市の議員報酬の平均値と議会の活動状況の指数により算定する
 - ⑦ 議会費の割合を一定として参集する方法(議会費固定化方式)

$$\text{議員定数} \times \text{議員報酬} + \text{議会経費} = \text{議会費} \dots \text{これを固定化する方法}$$

【Q & A】

Q 費用弁償のあり方は？

A 基本は交通費である

Q 委員長への上乗せ支給は問題ないか？

A 条例に規定すれば問題ない

Q 議員とサラリーマンの兼業？

A 会社の理解がないと解雇の要因にもなりうる
他に仕事を持ちながら議員を続けることはリスクが高い

Q 田舎や過疎地の議会で「地方手当」を作れないか？

A 法 204 条に支給できる項目が規定されている
政務活動費で補填することを考えてはどうか
金に余裕のある暇な人しか議員ができないという状況はおかしいので、
財政的に問題なければ適切な報酬を出すことが望ましい

【呉市での展開の可能性】

- ・議員報酬は議員定数と合わせて議論すべき事項であり、呉市議会での議論は適切と考える
- ・一部に、議員はボランティアであるべきという意見もあるが、現状の議会活動は諸外国とは異なりボランティアの域を超えており、また若い世代が議員として活動するためには適切な生活給としての観点も必要である
- ・議員定数についても同様であるが、議会の活動内容を市民に理解しやすい形で伝える工夫と努力が必要であり、議会の広報・広聴活動にさらに注力すべきと考える
- ・この点からは、政務活動費の有効活用についても検討しておきたい
- ・欠席や出席停止に際しての議員報酬のあり方を議論し、条例に規定することを考えたい

／以上